

若年がん患者在宅療養支援事業

～事業概要と事業の背景～

令和6年3月13日(水)

群馬県健康福祉部

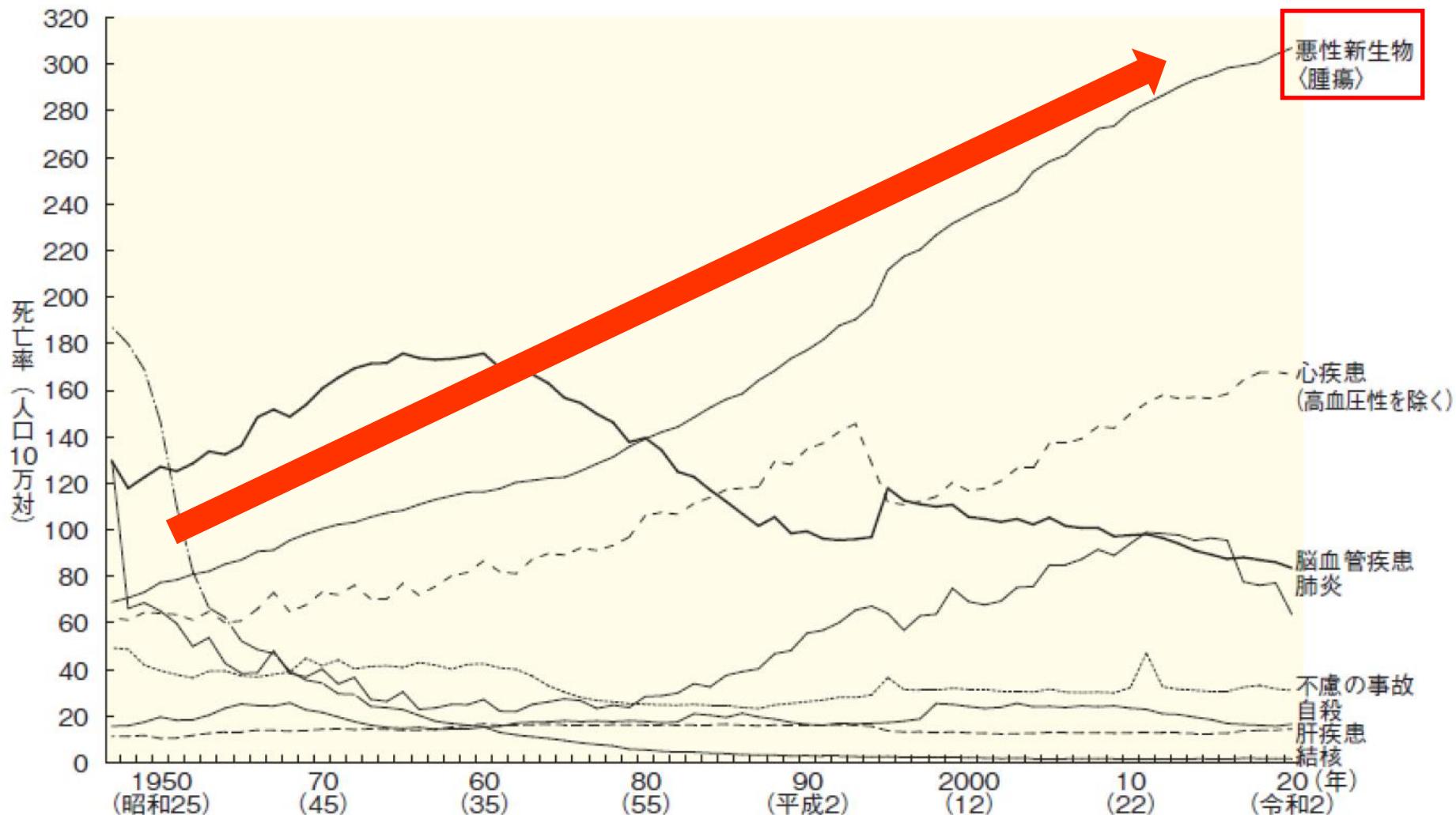
感染症・がん疾病対策課

「主な死因別にみた死亡率の推移」

感染症・がん疾病対策課

出典:令和3年度厚生労働白書

主な死因別にみた死亡率の推移（人口10万対）



資料：厚生労働省政策統括官付人口動態・保健社会統計室「人口動態統計」

- (注)
1. 死因分類等の改正により、死因の内容に完全な一致をみるとことはできない。
2. 2020（令和2）年は概数である。

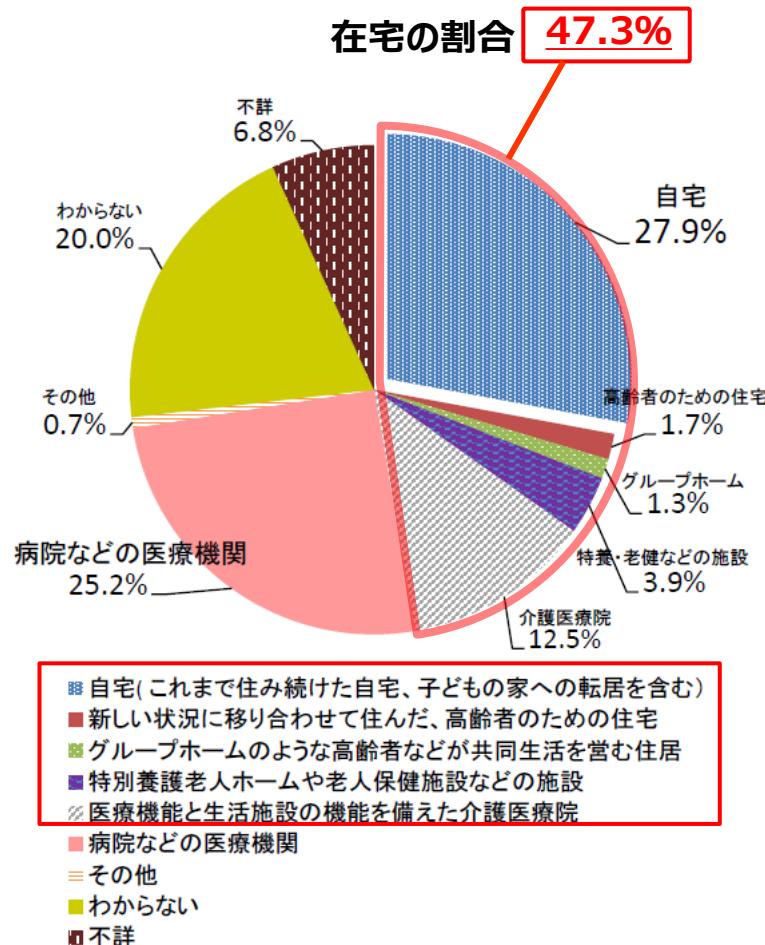
(R3年11月10日厚労省中央社会保険医療協議会総会(第495回))

「死亡場所の推移」

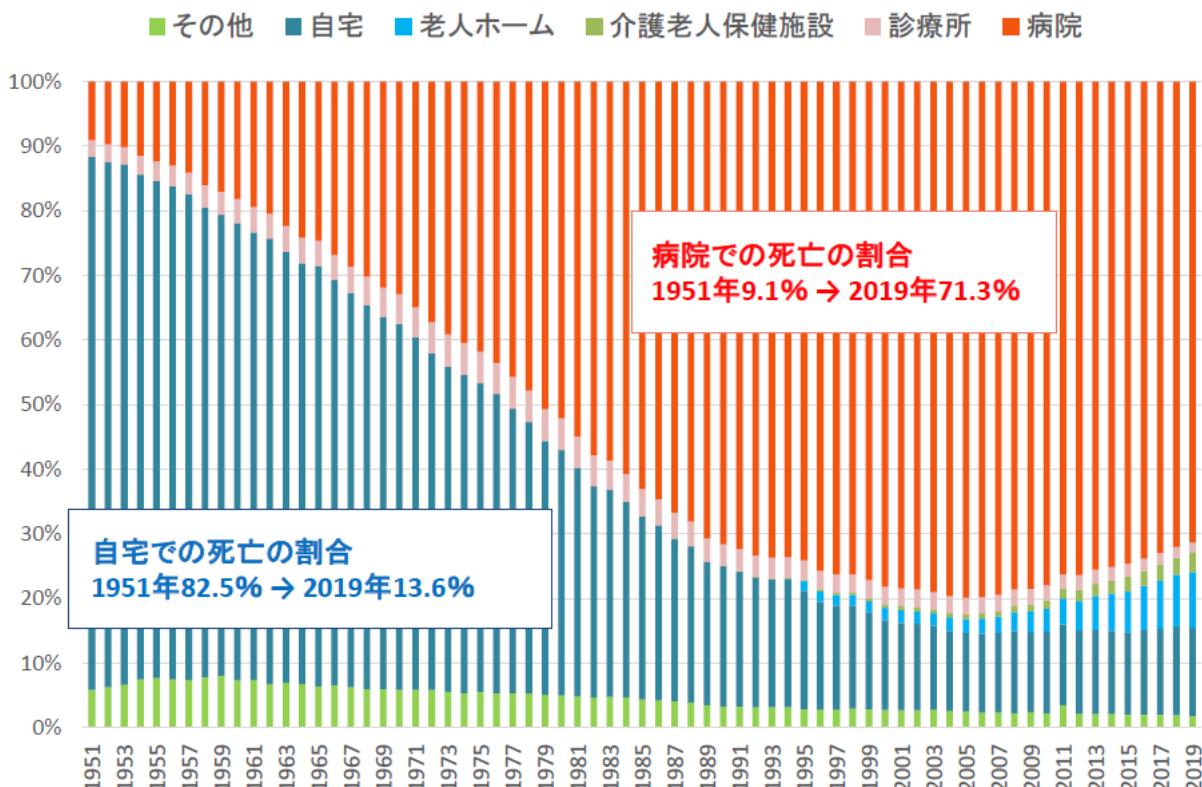
感染症・がん疾病対策課

- 国民の約3割は、「最期をむかえるときに生活したい場所」について、「自宅」を希望している。
- 場所別の死者数をみると、多くの方は「病院」で亡くなっている

人生の最期をむかえるとき生活したい場所



死亡の場所の推移



出典:厚生労働省「平成30 年高齢期における社会保障に関する意識調査」

出典:厚生労働省人口動態調査(令和元年度)

(R3年11月10日厚労省中央社会保険医療協議会総会(第495回))

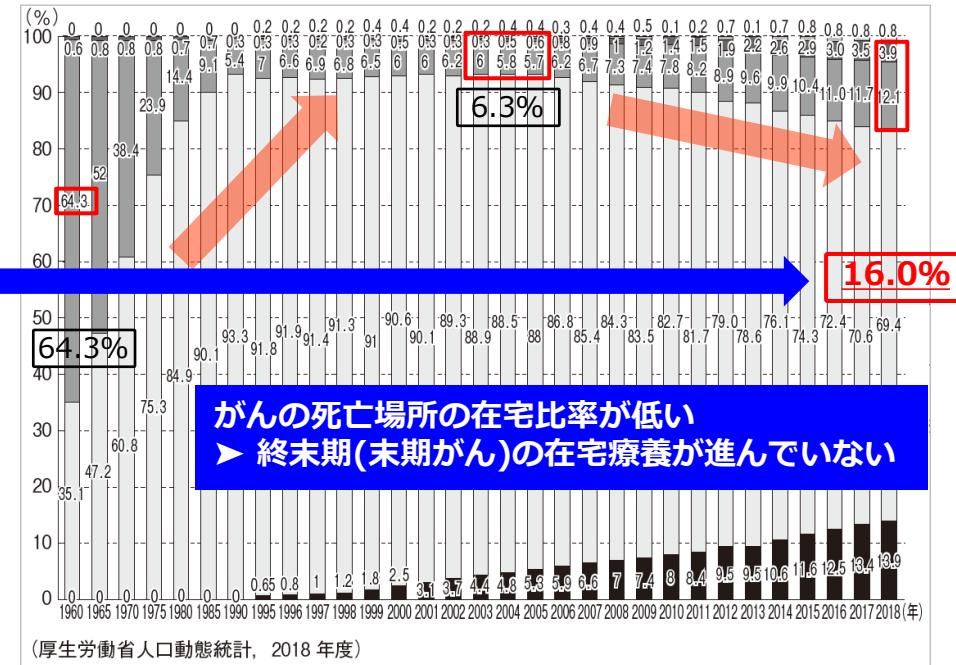
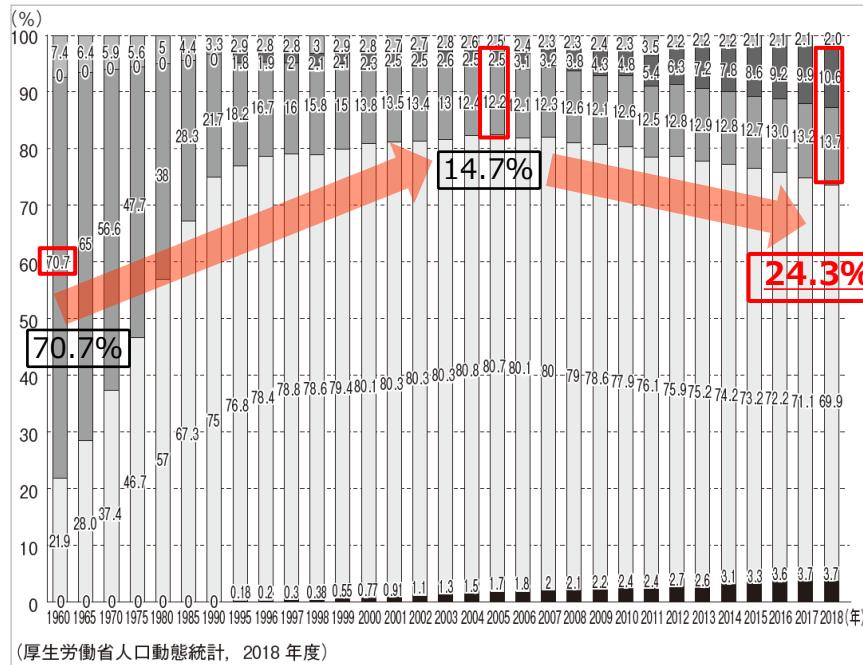
「全死因とがんの死亡場所の推移」

感染症・がん疾病対策課

○ 在宅での死亡の割合 (減少基調にあった割合が、2005年前後以降は緩やかな増加傾向へ)

(全体) 1960年 70.7% → 2005年 14.7% → 2018年 24.3%

(がん) 1960年 64.3% → 2005年 6.3% → 2018年 16.0%



- その他
- 介護老人保健施設・老人ホーム
- 自宅
- 診療所・病院(緩和ケア病棟以外)
- 緩和ケア病棟

(R2年ホスピス・緩和ケア白書2020)

がん患者の「在宅療養」の推進

群馬県がん対策推進条例

(議員提案によりH22.12制定)

(緩和ケアの充実)

第9条 県は、**がん患者の身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安の軽減を目的とする医療、看護、介護、その他の行為（緩和ケア）の充実**を図るため、医療機関等と連携し、**施策を講ずるものとする。**

四 がん患者が居宅において緩和ケアを受けることができる体制の整備

(在宅医療の推進)

第10条 県は、医療機関等と連携し、**がん患者の意向により住み慣れた家庭、地域等でがん医療を受けることができる体制の整備のために必要な施策を講ずるものとする。**

群馬県がん対策推進計画（第3期）

第4章 第3節 がんになっても安心して暮らせる地域社会の構築

2 がんと診断されたときからの緩和ケアの推進

②在宅緩和ケア

がん患者の在宅緩和ケアを支援するためには、**切れ目のない医療・在宅緩和ケアと介護サービスの提供が重要です。**

また、**人生の最終段階には、看取りまで含めた在宅医療が行われる必要があります。**

現 状

- 「治る見込みのない病気になった場合、最後を迎える場所」「自宅」と回答した割合は約4割
(H28年度保健医療に関する県民意識調査)
- 一方、がん患者の看取りの場所が自宅の割合は1割程度にとどまる (R元人口動態統計)
- 介護保険制度の対象とならない39歳以下の末期がん患者は、在宅療養に対する公的支援制度が限定的。
そのため、在宅療養における本人及び家族の経済的負担が大きい。

【がん患者の在宅療養に関する公的支援制度】

※在宅療養に関する医療保険サービスはあるが、診療に関わる一部に限られている。

		0～19歳	20～39歳	40～64歳	65歳～
医療保険サービス		訪問診療、訪問看護等			
介護保険サービス	居宅サービス	公的支援制度なし（医療保険適用外の訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与・購入、ケアマネジメント）			介護保険制度 ※原則65歳以上
	福祉用具貸与・購入	小児慢性特定疾病 日常生活用具給付			※40～64歳：末期がん (特定疾病)
障害福祉サービス		状態により居宅介護サービス利用可能			

若年末期がん患者の現状

- 小児がん患者・家族への実態調査（H26/県実施）
⇒制度の狭間となる20歳以降の経済的支援を求める声が最多。

- ガン保険・ガン特約の加入率(全生保)

*令和元年度「生活保障に関する調査」（公益財団法人 生命保険文化センター）

年齢別	18～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
加入率(%)	6.1	25.4	46.4	50.8	44.7	40.3

一定額の給付で実損の補填ではない。病気になる前の健康な者のみ契約可。

- 40歳未満は、在宅療養の公的支援は主に「障害福祉サービス」のみ

「障害福祉サービス」は、身体、知的、精神障害及び難病等により一定の固定された機能障害があれば、利用可能



末期がん患者は、死亡までの間、元の状態に戻らず全身の機能が急速に低下していくなどの理由により 利用が実質的に困難。

若年末期がん患者の現状

「幼い子どもの成長を近くで見守りたい」

「もう治らないなら家にいたい」

「大好きな家で大好きな家族に看取られたい」

「家庭で親としての役割を果たしたい」

「コロナ禍で面会ができない」

「家族に介護の負担をかけられない」

「最期に大切な友人達にも会いたい」

本当は家に帰りたい だけど出来ない、申し訳ない

「初任給をもらいたてで貯金がない」

「家計維持で忙しく家族に会えない」

「いなくなる自分のために大事なお金を使って欲しくない」

特に、公的支援制度が限られている若年の末期がん患者が望めば、住み慣れた自宅で過ごせるよう
在宅療養体制の整備が必要

若年がん患者に対し、介護サービス利用料金の一部を県と市町村が補助



新規事業内容

介護保険サービスのない39歳以下の末期がん患者に対して、在宅療養経費の一部を支援し、本人及び家族の負担を軽減する。

1) 事業実施主体及び負担割合

- 実施主体：市町村（R5年度から35市町村実施）
- 費用負担：利用者10%、市町村45%、県45%

2) 対象サービスと利用料の上限額

対象サービス	0～19歳	20～39歳
●訪問介護 ●訪問入浴介護	50,000円/月	80,000円/月
●福祉用具貸与	小児慢性特定疾患 日常生活用具給付が利 用できます	50,000円
●福祉用具購入		
●介護支援専門員による事業所の 紹介・調整等に係る費用	10,000円/月	

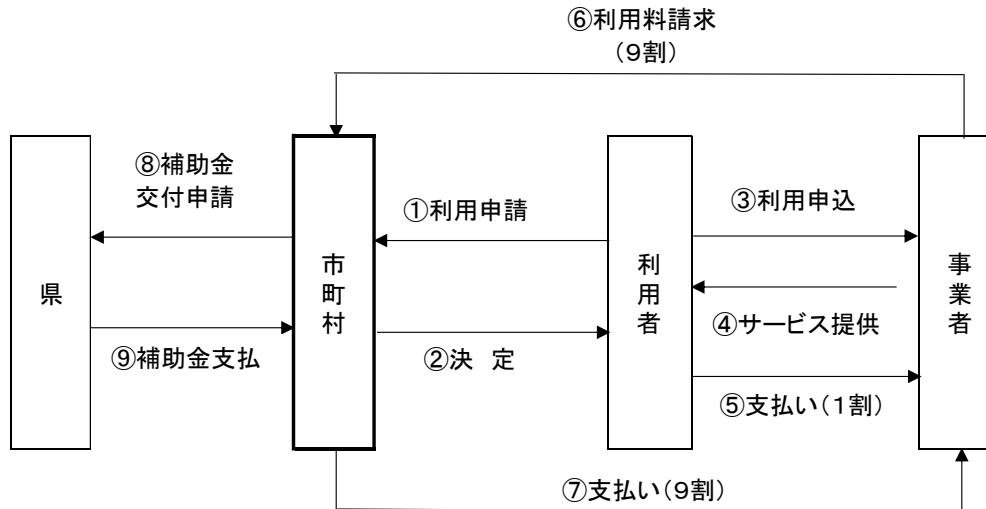
3) 対象者（以下の要件を全て満たす者）

- 事業実施市町村内に住所を有する者。
- 対象サービス利用時に、39歳以下であること。ただし、利用者が、40歳に達する前日まで。
- 他の公的支援制度を受給していないこと。
- 末期がん患者**（医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの）であること。

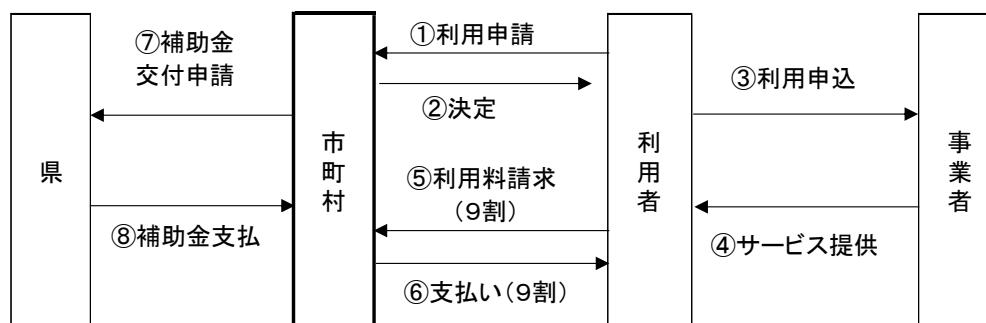
事業の流れ

市町村は、委任払い、償還払い、又は併用の選択が可能

● 委任払い



● 償還払い



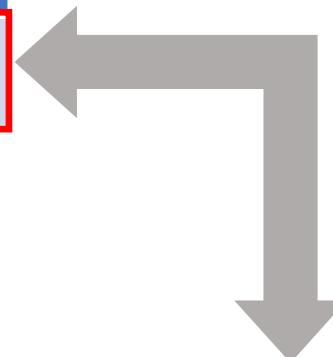
末期がん患者「入院」と「在宅療養」の比較(患者負担)

<40歳未満、年収約330万円～770万円の場合の比較>

入院

※1か月あたりの患者負担

	区分	現状
A 肺がん末期	医療費(入院)	87,430円



患者負担が同程度に

在宅療養

※1か月あたりの患者負担

	区分	現状
A 肺がん末期	介護サービス	112,298円
	医療費(訪問診療)	47,568円
	合計	159,866円

本事業導入後	差額
31,298円	▲81,000円
47,568円	0円
78,866円	▲81,000円

○本事業導入により、「在宅療養」と「入院」の経済的な患者負担は同程度

▶介護サービスの患者側負担軽減により、患者の希望に沿った「入院」と「在宅療養」の選択が可能

若年がん患者在宅療養支援事業

だいすきなうちで あなたらしく



在宅療養にかかる費用の一部を支援します

♥ 対象となる方 ♥

39歳以下のがんで療養している方
(医師が一般に認められている医学的知見に基づき
回復の見込みがない状態に至ったと判断した方)

♥ サービス内容と助成上限額 ♥

対象サービス	0~19歳	20~39歳
● 訪問介護	50,000円/月	
● 訪問入浴介護		80,000円/月
● 福祉用具貸与		50,000円
● 福祉用具購入		
● 専門医による事業所の紹介・調整等に係る費用	10,000円/月	

♥ 自己負担 ♥

サービス利用料の1割

♥ 事業の詳細 ♥

実施している市町村など、詳しいことは
群馬県WEBサイトから確認できます



群馬県 がん対策

※0~19歳で、他の公的支給制度を受給していない場合は、20~39歳の額に適用するサービスは受給可能
※各市のサービス内容・助成上限額は、実施市町村により金額が異なります。詳しくは実施市町村
へお問い合わせください。

がんになってしまっても安心して暮らせる社会へ

群馬県

令和4年度実績

実施市町村：4市7町村(2町はR3開始)

高崎市、館林市で、計3名利用。

①37歳 女性 35日 福祉用具貸与

サービス費総額 33,000円

公費負担額 29,700円

②31歳 女性 33日 福祉用具貸与

サービス費総額 62,820円

公費負担額 56,538円

③38歳 男性 4日 ケアマネ、福祉用具貸与

サービス費総額 15,620円

公費負担額 14,058円

参考

若年がん患者の在宅療養支援事業の他県実施状況

(令和4年度作成資料)

		群馬県	栃木県	茨城県	神奈川県	兵庫県	鹿児島県	静岡県	福岡県	愛媛県	和歌山県	佐賀県
事業開始年度		R4年度～	R3年度～	H30年度～	R4年度～	H27年度～	H30年度～	R元年度～	R元年度～	R2年度～	R元年度～	R2年度～
補助 対象 経費 上限額	0～19歳 訪問介護・ 訪問入浴介護	月額50,000円	－	－	月額60,000円	－	月額50,000円		月額60,000円	－*	－	月額60,000円
	20～39歳 訪問介護・ 訪問入浴介護	月額80,000円	月額60,000円	－	月額60,000円 1人当たり 20,000円 ※末期限定なし	月額60,000円	月額80,000円		月額60,000円	月額90,000円	月額60,000円	月額60,000円
	福祉用具貸与			－		－						
	福祉用具購入	1人当たり50,000円	月額60,000円	1人当たり50,000円		－	1人当たり50,000円					
	0～39歳 介護支援専門員による事業所の紹介・調整等に係る費用	月額10,000円	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
負担割合		患者10%	患者10%	患者1／2	患者10%	患者10%	患者10%	患者10%	患者10%	患者10%	患者10%	患者10%
		県45%、 市町村45%	県45%、 市町村45%	県1／2	県90%×1/3 市町村90%×2/3	県45%、 市町45%	県45%、 市町村45%	県45%、 市町45%	県45%、 市町45%	県45%、 市町45%	県90%	県90%
実施主体		市町村	市町村	県 (看護協会に委託)	市町村	市町	市町村	市町	市町	市町	県	県

※小児慢性等他の助成
を受けていない18～
19歳の患者は20～39
歳の患者と同一補助